

東日本大震災に際して

寄居町長 島田誠

東日本大震災に遭われ、被災された方々に、衷心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

寄居町におきましても、建物への直接的な被害をはじめ、電力不足による計画停電や上水道の給水への影響もあり、町民の皆様には、節電・節水・ごみの減量化などのご協力をいただいているところであります。

また、原発施設損傷による放射能の影響が各方面に懸念され、町民生活の早期の安定に最大限の努力を尽くしているところではあります。また時間が必要になると感じております。

町では、地震発生直後に緊急の幹部会議を招集し、直ちに町内の被害状況の把握に努めるとともに、対応を協議し、町民生活や、役場の業務が安定して継続できるよう努めたところであります。

しかしながら、地震や津波による被害が広範囲にわたり、社会システムが様々な影響を受け、町の業務についても、停電の影響により役場庁舎の照明が消え、電算システムの稼働が出来なくなるなど、業務の執行に影響を受け、また、町民の皆様にご利用いただいている施設につきましても、利用時間の制限を加えさせて頂くなど、若干、不自由な生活になっていることと推察いたします。

町では、現在対策本部を立ち上げ、このたびの大災害に遭われた方々への義援金や、支援物資の募集を行い、被災地への支援に努めるとともに、被災され、避難される方の受け入れも行っており、町民の方々から、多額の義援金や、物資の提供、さらに、被災者の受け入れに対して、家屋の提供などの申し出もいただいております。寄居町民の皆様の優しさに心を打たれたところであります。

まだ、生活の安定には時間がかかることと考えられますが、被災地の復興に向け、国を挙げて、我が国の抱える様々な資産を投入し、最大限の努力をしております。町民の皆様におかれましては、不便な生活が続く中ではありますが、町といたしましても最善を尽くしてまいりますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

役場の組織が変わりました!

回覧でお知らせしましたように、課の名称や担当する業務の内容が一部変わりました。
4月1日(金)から変更した課は次のとおりです。それ以外の課の名称や業務内容は今までと同じです。

3月まで		4月から	主な業務内容	場所
総務課		総務課 (内線311)	町の庶務に関すること。職員に関すること。その他他課に属さないこと。	現在の総務課の場所です。
		企画課 (内線361)	企画調整に関すること。広報及び広聴に関すること。統計に関すること。	
町民課		町民課 (内線102)	戸籍及び住民基本台帳に関すること。	現在の町民課の場所です。
		保険年金課 (内線111)	国民健康保険に関すること。後期高齢者医療に関すること。国民年金に関すること。	
産業振興課		農林課 (内線401)	農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。農地に関すること。	現在の産業振興課の場所です。
		商業観光振興課 (内線441)	商業に関すること。観光に関すること。	
まちづくり課		建設課 (内線231)	道路及び河川に関すること。土木及び建築に関すること。町営住宅に関すること。	現在のまちづくり課の場所です。
		都市計画課 (内線241)	都市計画に関すること。土地区画整理に関すること。建築行政に関すること。	
		すぐやる課 (内線141)	町政に対する要望等への緊急の処理及び連絡に関すること。 ※担当課がわからない場合などは、こちらへお問い合わせください。	会計課のとなりです。

役場の業務時間が変わりました!

広報よりい3月号でお知らせしましたように、4月1日(金)から業務時間を変更しました。この度の業務時間の変更により、終業時間が15分早くなりました。

業務時間／午前8時30分から午後5時15分まで

- ※1 男衾・用土両連絡所の業務時間は、今までどおり午前9時から午後5時までです。
- ※2 毎週木曜日に行っている町民課(戸籍・住民票等の証明書の交付、印鑑登録など)および税務課(各種証明書の交付、町税等の収納業務)の午後7時までの業務時間延長(試行)については、変更ありません。

問い合わせ／総務課(☎048・581・2121 内線314・316)へ。

※お詫びと訂正
先日の回覧した「4月から役場の組織が変わります」の中で、「建設課とまちづくり課は、現在のまちづくり課の場所です。」とありますが「建設課と都市計画課は、現在のまちづくり課の場所です。」の誤りです。ここに謹んでお詫びし、訂正します。